

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行(当たる翌日が休日には、その  
日と同日)

## 規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石二朗

### 鳥取県規則第四十六号

◆規則  
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則  
規則  
蚕糸業法施行手続の一部を改正する規則  
規則  
昭和四十六年鳥取県事業所経済調査要綱  
生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止  
保険医療機関の指定  
救急診療所の指定  
鶏等の移入を禁止する区域の指定  
解除予定の保安林  
土地の立入りの通知  
選舉管理委員会の招集

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(支給月額)

第五条 雇用奨励金の支給月額は、対象労働者一人につき一万四千円とする。ただし、当該一箇月間に対象労働者に支払われた賃金（臨時に支払われた賃金及び三箇月をこえる期間ごとに支払われた賃金を除く。）の総額が一万四千円に満たないときは、当該賃金の総額に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第六条を削り、第七条を第六条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

## 様式第四号申

被保険者取扱の月	健生年金保険・被資得
健生年金保険・被資得	健記号の番

を削る。

被保険者取扱の月	健生年金保険・被資得
被保険者取扱の月	健記号の番

被保険者取扱の月	健生年金保険・被資得
被保険者取扱の月	健記号の番

附 則  
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日以後に交付

決定をする日雇労働者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）について適用する。

（経過措置）

2 昭和四十六年四月一日前に常用労働者として雇用された鳥取県日雇労

働者雇用奨励金交付規則（以下「規則」という。）第三条各号の一に該

当する労働者に係る雇用奨励金の支給条件及び雇用奨励金交付申請書の

様式については、第四条を削る改正規定及び様式第四号の改正規定にか

かわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十六年四月一日からこの規則施行の前日までの間に改正後の規則の規定に新たに雇用奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主が当該雇用奨励金の交付を受けようとする場合における改正後の規則第六条の規定の適用については、同条中「対象労働者を雇用した日から一箇月以内」とあるのは、「この規則施行の日から一箇月以内」とする。

蚕糸業法施行手続の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十七号

蚕糸業法施行手続の一部を改正する規則

蚕糸業法施行手続（昭和二十三年七月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「蚕児飼育届又は蚕児及蘭検査申請書」を「蚕児及び蘭検査申請書」に改め、「蚕種製造用蚕児の掃立を終りたるとき遅滞なく」を削る。

様式第三号中「蚕児飼育届（蚕児及蘭検査申請書）」を「蚕児及び蘭検査申請書」に、「お届（申請）」を「申請」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五

十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第二地方農林振興局長の項第十三号(中「蚕兒飼育届の受理又は」)を削る。

## 告示

### 鳥取県告示第四百六十七号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、

昭和四十六年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石破二朗  
昭和四十六年鳥取県事業所経済調査要綱

#### 一 調査の目的

この調査は、本県における鉱業、建設業、卸売・小売業、金融業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業(以下「鉱業等」という。)を営む民営の事業所の経営の実態を把握し、県民所得統計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の範囲

この調査は、本県において鉱業等を営む民営の事業所のうち、知事が別に定める方法によつて抽出したもの(以下「調査事業所」という。)について行なう。

#### 三 調査事項

(1) 事業所の名称

(2) 事業所の所在地

(3) 事業内容

(4) 従業者数

(5) 損益計算及び営業費用の内訳

(6) 年間設備投資額及び建設仮勘定の増減額

(7) 棚卸資産在庫額

#### 四 調査の対象となる期間

昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで又はこの期間を最も多く含む調査事業所の一の事業年度若しくは営業年度の期間とする。

#### 五 調査の期日

昭和四十六年七月一日現在によつて行なう。

#### 六 調査の方法

この調査は、知事が市町村に置く調査員を通じて行なうものとし、調査員が配布する調査票に申告者が所定事項を記入する。

#### 七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は調査事業所の所在する市町村の長を経由して、昭和四十六年八月三十一日までに知事に提出しなければならない。

#### 八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

### 鳥取県告示第四百六十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診 療 科 名 廃 止 年 月 日

生 田 医 院 米子市東町四番地 小兒科、内科

昭和四十六年四月二十九日

### 鳥取県告示第四百六十九号

健康保険法（大正十一年法徒第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者名 指定年月日

綾産婦人科医院

鳥取市弥生町一  
三一

産婦人科

綾 延明 昭和四十六年  
五月二十二日

柴田皮膚科医院

鳥取市二階町一  
五一

皮膚科、泌尿器科

柴田英太郎 八日

竹内内科、小兒科

鳥取市本町五丁  
丁目二〇二

内科、小兒科

竹内 亮 一日

中嶋医院

鳥取市伊木二八  
丁目九七

内科、小兒科

中嶋 重行 ハ

松田内科医院分

倉吉市伊木二八  
丁目九七

内科、小兒科

松田 俊逸 ハ

萬田医院 吉田一陽堂前薬局 平井薬局駅前店 境港市相生町一 内科、小兒科 放射線科 福庭亮

駅前薬局 鳥取市東品治町 鳥取市今町二丁 目一〇二

谷口薬局 有 限 会 社 七三八の一四 仲町 谷口代表者

浅井薬局 上林薬局 東伯郡赤崎町赤 七三八の二、 仲町 谷口明春

平井義人 浅井とき 〃 〃

上林薬局 池本薬局 東伯郡赤崎町赤 七三八の二、 仲町 上林貞太郎

浅井とき 仲町 上林貞太郎 仲町 上林貞太郎

谷口明春 仲町 谷口明春 仲町 谷口明春

谷口明春 仲町 谷口明春 仲町 谷口明春

谷口明春 仲町 谷口明春 仲町 谷口明春

### 鳥取県告示第四百七十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急診療所を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市道笑町四丁目九五 田辺外科医院

米子市西福原三七〇の四 芦立外科脳神経外科医院

### 鳥取県告示第四百七十一号

ニユーカツル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニユーカツス

00893

ル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として別表のとおり指定し、昭和四十六年五月二十五日から施行する。

昭和四十六年五月二十五日

別表

鳥取県知事 石 破 二 朗

岡山県久米郡久米町

**鳥取県告示第四百七十二号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第四百七十三号**

日野郡溝口町大字金屋谷字柄谷原三の二三

**二 保安林として指定された目的****三 水源のかん養****指定理由の消滅****鳥取県告示第四百七十三号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字神戸上字佐貫谷奥一九二八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

学校用地とするため

**鳥取県告示第四百七十四号**

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第四百七十五号**

一起業者の名称 日本鉄道建設公団

**二 事業の種類 南勝線鉄道建設**

三 立ち入ろうとする土地の区域 東伯郡関金町大字山口、堀、今西、明高、福原、小泉及び米富地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月二十五日から昭和五十一年三月三十一日まで

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号**

昭和四十六年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

00810

(第三種郵便物認可) 昭和46年5月25日 火曜日 鳥取県公報

第4242号 6

昭和四十六年五月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

謹

章

一 日時 昭和四十六年五月二十六日 午前十一時  
二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】